

廃 第 9 9 3 号  
平成 2 9 年 9 月 7 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長  
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。) 第 1 4 条の 3 の 2 の規定により、下記のとおり産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので通知します。

記

- 1 (1) 被処分者  
所在地 東京都昭島市大神町四丁目 1 1 5 2 番地  
名称 株式会社 J R S  
代表者 代表取締役 鷹取 賢
- (2) 許可内容  
許可の種類 産業廃棄物収集運搬業  
許可の番号 第 0 1 2 0 0 1 9 3 8 4 6 号  
許可年月日 平成 2 9 年 6 月 2 日  
事業の区分 収集・運搬 (積替・保管を除く。)
- (3) 処分年月日 平成 2 9 年 9 月 7 日
- (4) 行政処分の内容 許可の取消し
- (5) 行政処分の理由

株式会社 J R S については、同社の役員が平成 2 4 年 1 2 月 1 2 日に相模原簡易裁判所において、刑法 2 0 8 条 (暴行) の罪により、罰金 1 0 万円の判決の言渡しを受け、平成 2 5 年 1 月 5 日に刑が確定し同日に刑の執行が完了した。

この事実により、同人は法第 1 4 条第 5 項第 2 号イに規定する法第 7 条第 5 項第 4 号ハに該当するため、同社は法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に規定する法第 1 4 条第 5 項第 2 号ニ (法人でその役員のうちに同号イに該当する者のあるもの) に該当した。

2 (1) 被処分者

所在地 埼玉県越谷市砂原沼之方299番地  
名称 環境サービス株式会社  
代表者 代表取締役 関 國夫

(2) 許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業  
許可の番号 第01200007242号  
許可年月日 平成28年9月1日  
事業の区分 収集・運搬（積替・保管を除く。）

(3) 処分年月日 平成29年9月7日

(4) 行政処分の内容 許可の取消し

(5) 行政処分の理由

環境サービス株式会社については、同社の役員が平成28年5月19日に水戸地方裁判所下妻支部において、税理士法第52条の規定に違反したことにより、懲役1年執行猶予3年の刑の言渡しを受け、同年6月3日に刑が確定した。

この事実により、同人は法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当するため、同社は法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号ニ（法人でその役員のうちに同号イに該当する者のあるもの）に該当した。

3 (1) 被処分者

所在地 茨城県猿島郡境町大字塚崎1979番地の3  
名称 有限会社静光  
代表者 代表取締役 関 直子

(2) 許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業  
許可の番号 第01200000029号  
許可年月日 平成26年8月12日  
事業の区分 収集・運搬（積替・保管を除く。）

(3) 処分年月日 平成29年9月7日

(4) 行政処分の内容 許可の取消し

(5) 行政処分の理由

有限会社静光については、同社の役員が平成28年5月19日に水戸地方裁判所下妻支部において、税理士法第52条の規定に違反したことにより、懲役1年執行猶予3年の刑の言渡しを受け、同年6月3日に刑が確定した。

この事実により、同人は法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当するため、同社は法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号ニ（法人でその役員のうちに同号イに該当する者のあるもの）に該当した。

環境生活部廃棄物指導課  
監視指導室指導班 越後谷 孝大  
TEL 043-223-2684  
FAX 043-221-5789